

水道料金とお支払い

■水道料金(税込) 令和元年10月使用分より消費税率の変更に伴い下記の金額になります。
ご請求金額は10円未満切捨てになります。

基本料金(1月につき10m ³ まで)	2,200円
超過料金(1m ³ につき)	220円
メータ使用料(1月1個につき)	
13mm	52円
20mm	105円

■料金のお支払い

水道料金の請求は2ヶ月に1回(偶数月)です。
水道メータで検針した使用水量により料金の
算定を行います。

※お支払い方法

納入通知書

お届けした納入通知書により納期限までに直接取り扱い
金融機関に払い込む方法

口座振替

みなさまの預貯金口座から自動的に支払われる方法



口座振替をご利用ください

■口座振替制度とは

各金融機関を通じて、あなたの指定の預貯金口座(普通・当座)から、各納期毎に自動的に振り
替えて納めていただくしくみのことです。

この制度を利用されますと、安全で確実です。又、プライバシーも保護されます。
利用できる金融機関は、次のとおりです。

- 福岡銀行 ●筑後信用金庫 ●JA福岡八女農業協同組合 ●郵便局
- 西日本シティ銀行 ●筑邦銀行

■口座振替制度の開始と振替日

口座振替の開始は、申込された金融機関が受付けた月の翌日からとなります。ただし、郵便局
は11日以降受付分については翌々月からです。

又、振替日は、各納期月の最終日もしくは、町長が指定した日となります。

- 1.各納期月には、口座振替の預貯金残高にご注意下さい。
- 2.口座振替不能(残高不足)の場合、振替不能通知書兼納付書を送付しますので、その納付書で
早急に納付して下さい。

■お申し込みの方法

口座振替依頼書に記入、捺印(通帳届印)されてから上記金融機関窓口で手続きをして下さい。
口座振替依頼書は上下水道課又は各金融機関にあります。

■口座振替の解約と変更

口座振替の解約は、金融機関は、金融機関受付日の属する月の翌月からとなります。
金融機関の口座を別の金融機関の口座に変更される場合は、前の金融機関に解約届けを提出し
た後、新しい金融機関に新規でお申し込み下さい。
又、同一金融機関の口座変更の場合は、変更届けを金融機関に提出して下さい。

こんなときはお届けください

■新しく水道を使用されるとき (給水申込み)

- 家を新築・増改築されるとき
- 引っ越ししてこられるとき
- 井戸水から上水道に変更されるとき

■そのほか変更があるとき(変更届)

- 所有者や使用者の名義が変わるとき
- メータを共用しているマンションなどで世
帯主が変わるとき

■水道の使用を止めるられるとき (給水の中止・廃止届)

- 家の取り壊しなどで水道を廃止するとき
- 引っ越しされるとき
- 上水道から井戸水に変更されるとき
- 家の改築や長期の留守などで一時水道を
止めたいとき

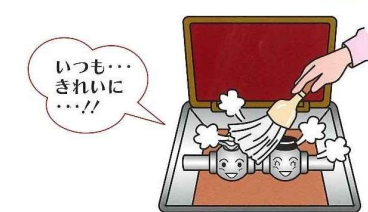
※中止廃止をしていないと使っていないくても
水道料金がかかります。
水道を止める時は必ず手続きをお願いします。

届出先
環境衛生課 上下水道係
☎ 0943-32-1138

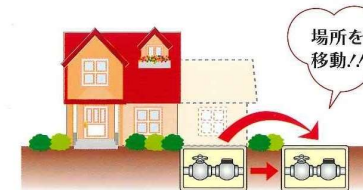
検針にご協力ください



①メータボックスの上には物をおかないようにして
ください。



②メータボックスの中に水や泥が入らないように、い
つもきれいにしておきましょう。



③家の増改築などで、水道メータが屋内や床下になる
場合は、検針しやすい場所へ移して下さい。



④犬は出入口や水道メータから離れた場所についで
おいてください。

■水道使用水量の増減対応について

水道料金調定のため、2ヶ月毎の偶数月に検針に回っております。その際に、お客様の使用水量が著しく増減(前回
より1.5倍以上増加、または0.5倍以下に減少)していましたら上下水道係職員が再度検針にお伺いいたして
おります。